

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23330022

研究課題名(和文) 刑事司法制度における再犯防止概念の再検討と福祉的ダイバージョンの研究

研究課題名(英文) Rethinking about the Concept of the Re-Offending Prevention in the Criminal Justice and Research on the Diversion for Social Welfare

研究代表者

土井 政和 (DOI, MASAKAZU)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：30188841

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,900,000円、(間接経費) 3,870,000円

研究成果の概要(和文)：福祉が起訴猶予や執行猶予になった者の更生支援を担うようになると、その監督的役割を刑事司法にも求める主張がでてくる。しかし、福祉が本人の任意性を前提としている限り、刑事司法が福祉へ介入することは自ずと制限され、また、福祉が再犯防止という刑事司法的視点を自らに取り込むことにも慎重でなければならない。再犯防止の概念は本人支援と社会防衛の両者を内包しており、その用い方によっては、視点が本人支援から社会防衛へと容易に転換しうるからである。それゆえ、福祉の刑事司法化をもたらさないためにも、福祉は刑事司法との関係において対等性・独立性を失ってはならない。

研究成果の概要(英文)：When the welfare comes to bear the support for rehabilitation of those who became suspension of indictment and a suspended sentence, it tends to ask criminal justice for the supervisor role. But as long as the welfare requires the consent of the client himself/herself as a premise, it is restricted naturally that criminal justice intervenes to welfare and the welfare must be prudent also in taking the viewpoint of criminal justice of re-offending prevention into oneself. Because its concept includes both support for a client and social defense in itself and may convert into social defense easily from support for a client according to social context. The welfare must not lose equal nature and independency to criminal justice.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：3405

キーワード：刑事司法 再犯防止 ダイバージョン 福祉 起訴猶予 執行猶予 地域生活定着支援センター

1. 研究開始当初の背景

刑事司法手続において、再犯可能性や再犯防止が微罪処分、起訴猶予、執行猶予、仮釈放、更生保護などの各段階において考慮されることが多い。そこでは、犯罪歴、個人的資質、環境的要因等が総合的に考慮されることになっている。しかし、最近では、本来の刑事手続からダイバートする条件として、社会奉仕命令や電子監視などが立法的に検討されたり、あるいは、更生保護法にみられるように、保護観察における遵守事項の拡大と違反に対する再収容の容易化など、監視的傾向を強化することによって再犯防止を実現しようとする方向が推進されつつある。

これに対し、刑事施設被収容者の中には、高齢者、知的障害者、薬物依存者など社会内の福祉的措置（セーフティネット）が十分に機能していなかったがために犯罪へと陥らざるを得なかった者が増加し、刑務所があたかも「福祉の最後の砦」であるかの観を呈してきているとの指摘も行われ、刑事処分に頼るのではなく、社会内で医療的措置や生活再建のための援助を提供することによって更生を促し、ひいては再犯防止を達成すべきだとの主張も、研究者のみならず弁護士や福祉関係者ら実務家によって行われるようになってきている。たとえば、長崎県の障害者福祉施設である社会福祉法人南高愛隣会は、知的障害者の再犯を防ぐため、福祉施設への入所を条件に、裁判所に執行猶予付き判決を求める取り組みを始めている。また、現在設置が進められている地域生活定着支援センターの活動が進む中で、刑事施設出所者に対する社会復帰援助の活動のみならず、弁護士や刑事司法関係機関等から、捜査段階や公判段階における被疑者・被告人に対する支援依頼も行われるようになってきている。こうして、更生プログラムに豊富な経験を持つ福祉団体から刑事司法への積極的関与が生まれてきている。

以上述べたように、再犯防止のための監視強化の方向と社会的（福祉的）援助による更生促進の方向が、とりわけ執行猶予や仮釈放を含む広義のダイバージョンや更生保護の領域で顕著な対抗軸となりつつある。

2. 研究の目的

本研究は、従来、軽微事犯者や薬物依存者などに対して個別に論じられ、また実施されてきた、刑事司法におけるダイバージョンのための諸措置を主たる対象として、監視と援助という分析視角から、福祉的な方策が刑事司法制度の枠組みにどのような変容をもたらすかを検討し、ダイバージョンの具体的なモデル案を提示しようとするものである。

第1に、刑事司法制度の中で再犯防止概念がどのように用いられ、また、具体的にどのような方策が提示されてきたのかを明らかにする。

第2に、被告人の再犯可能性あるいは再犯防止が刑事司法にとっていかなる意義を

持つべきか、また、いかなる資料に基づいて判断されるべきかを検討し、とりわけ、対象者に対する社会的（福祉的）援助の可能性が重要な要因として取り上げられるべきことを明らかにする。

第3に、ダイバージョンを対象にして、社会的（福祉的）援助の実施が刑事司法制度の枠組みにどのような変容をもたらすかを検討し、ダイバージョンの将来の在り方について具体的提言を行おうとするものである。

3. 研究の方法

(1) 国内の実態調査と情報収集・整理

罪を犯した障害者や高齢者の支援事業や地域生活定着支援センターの活動についてモデル的な事業を展開している社会福祉法人「南高愛隣会（コロニー雲仙）」。

更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、出所者就労支援事業者機構等と自治体の福祉機関や民間団体等とのネットワーク作りの状況。

各地域生活定着支援センターの活動実態。地域生活定着センターの活動には地域によりかなり大きな差がある。その活動をどのように方向づけ、実質化し、実績を上げていくかは、まさに今後の人的財政的担保と関係者の熱意に依存しているといってもよい。本調査では、全国のセンターの情報を収集し、特にダイバージョンの観点から、いかなる活動が期待されているかを明らかにする。

(2) アンケート調査

各単位弁護士会、法テラス、地域生活定着支援センターに対して、被疑者、被告人に対する福祉的措置によって起訴猶予、執行猶予などのダイバージョンを得る試みをしたことがあるかどうかについてアンケートを実施し、特に調査すべき機関を選び、聞き取り調査を実施する。

(3) 外国の実態調査と情報収集・整理

外国の状況についても、日本でいう調査の観点を保持しつつ、社会的背景や福祉制度あるいは国民意識の違いにも留意し比較検討を行う。その際、各国のダイバージョン制度と社会福祉との関係について特徴を把握する。調査対象として、スウェーデン、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ、オーストラリア、韓国を取り上げ、また、国際準則も検討する。

(4) 理論的、制度論的検討

総論：問題の所在と検討課題の確定

日本におけるダイバージョンの現状と課題、微罪処分、起訴猶予・執行猶予・仮釈放制度の運用及び処分決定因子の分析検討、更生緊急保護・保護観察における補導援助を中心とした更生保護制度の運用、更生保護機関・福祉関係機関及び団体の活動状況の分析と課題、就労支援センター・地域生活定着支援センター等の活動状況の分析と課題を明らかにする。

ダイバージョンの将来のあり方
上記検討を基礎として、具体的モデル案を作成するための諸要素を整理・検討し、ブランドデザイン構築に向けた検討を行う。

4. 研究の成果

(1) 刑事司法と福祉の連携のあり方について研究成果を発表した。第40回犯罪社会学会(2013.10.5-6、於：北海学園大学)のシンポジウム「更生保護：社会復帰支援の現状と課題」を企画・報告し、また国立のぞみの園でも講演(2014.2.20、高崎シティギャラリーコアホール)した。ここでは、研究成果として、大要次の見解を述べた。

現在、刑事司法の福祉化か、福祉の刑事司法化か、が問われている。すなわち、前者としては、社会復帰支援策の充実強化が一層強く求められる中で、司法と福祉の連携は「入口支援」に拡大し、高齢・知的障害のある被疑者・被告人の司法手続からの早期離脱を促進するのと合わせて、更生支援等を社会内で行う新たな枠組みが形成されようとしている。他方、後者については、福祉が起訴猶予や執行猶予対象者の更生支援を担っていくに際して、保護観察もしくは類似の監督的役割を刑事司法の側に求める主張もみられる。また、社会内処遇規則によって保護観察の実施に当たって委託を受けた福祉団体等には通報義務も課されている。この後者のような運用は、福祉的支援を司法の強制力によって担保することになりかねず、本人の任意に基づく福祉本来の性格を、強制的で社会防衛的なものに変質させるおそれもある。福祉が本人の任意性を前提としている以上、刑事司法が福祉へ介入することは自ずと制限され、また、福祉が再犯防止という刑事司法的視点を自ら取り込むことにも慎重でなければならない。再犯防止の概念は本人支援と社会防衛の両者を内包しており、その用い方によっては、視点が本人支援から社会防衛へと容易に転換しうるものであることから、福祉の刑事司法化をもたらさないためにも、福祉は刑事司法との関係において対等性・独立性を失わないようにすべきである。

(2) 刑の一部執行猶予制度の運用上の問題点に関して、日本犯罪社会学会第39回大会(2012.10.27-28、於：一橋大学)テーマセッション「刑の一部執行猶予—制度導入による現場への影響」において、コーディネーター・司会、報告を行った。研究成果として次の主張を行った。

まず、執行猶予には「拘禁の弊害回避」との刑事政策目的があるとされるが、刑罰実体論からみれば、その被宣告者へ取消による刑罰執行「威嚇」が与えられ、猶予期間中に再犯がないことで要罰性が否定されるものである(刑法27条)。このような条件付有罪判決制度という性質に照らせば、全部猶予であればこそ上記目的・意義に適うといえる。また、「相応の社会内処遇期間

確保」については、現行の仮釈放制度が責任主義の観点から残刑期間主義をとるところ、一部猶予制度はそれを実質的に考試期間主義に変更するもので許されない。さらに、社会内処遇期間が確保できないのは、仮釈放の運用硬直化のためで、その主原因が帰住先・就労先確保の困難にあるとすれば、本制度を導入しても問題解決にならない。加えて、高齢者や知的障がい累犯者に典型をみる刑事施設が「福祉施設化」する現状では、本制度導入の如き刑罰枠組み変更による対処では効果が薄い。むしろ仮釈放運用の柔軟化にも関連する福祉・医療等の社会的援助方策の充実による「社会復帰支援の個別化」こそが、最終的な「再犯防止」につながる。

次に、薬物事犯については、現行法運用・本制度導入を合わせた特別遵守事項での処遇対象者は5千から1万人の範囲で動く可能性があるが、現状の保護観察官数は圧倒的に足りず、指導監督側面の強化や薬物検査の機械的実施に陥ることが危惧される。これに対応するには保護観察官の大増員が民間委託を検討する必要があるが、2008年の第三次薬物乱用防止5か年戦略で再乱用防止に力点が移っていることを考慮すると、保護観察での尿検査実施と処遇の民間丸投げが起こり、民間に再使用通報義務が課される等、福祉が司法の下請け機関となるおそれがある。しかも、委託先に通報義務が課されると、特にセルフヘルプ・グループの運営にも混乱を来すことになる。

さらに、弁護実務の観点から次の指摘をした。第一に、弁護活動面では、全部猶予なら判決直後の引受先を探すのが一部猶予では実刑期間経過後の引受先を探すという困難が生じ、それをクリアしても本人が後の引受先があるという「変な安心」を持ちかねない。第二に、初めから一部猶予を主張するか全部猶予という主張を選択すべきかについても見極めづらく、結局、本人と相談しながら最終的に本人に決断を押し付けることにもなりかねない。第三に、公判では、自白事件等にみられるように、非常に短時間の公判で、情状立証が極めて限定される現状では、一部猶予要件の公判廷への提出が実質的に不可能であることに加え、求刑をベースに猶予期間が付く現状が一部猶予でも再現されると、相当長期の実刑につながり重罰化となるおそれもある。第四に、裁判員裁判で保護観察付執行猶予が好まれる傾向から推測するに、裁判員には、被害者と加害者の双方に配慮した魅惑的選択肢(「落としどころ」と映る可能性もある。最後に、一部猶予では、まずは刑が執行されるため、社会との断絶が不可避だが、釈放後の生活再建への困難が続くとすれば、監視期間の長期化・重罰化の面だけが残る。少なくとも、実刑回避という明確な方針の下で、社会復帰に向けた十分な援助の確保

という条件を先行させなければ、本制度は弊害の方が大きい。

これらの見解は、一部執行猶予制度の実施に向けて運用上の問題点が十分に認識されていない現状に対して警鐘を鳴らすものと言えよう。

刑の一部猶予制度については、大阪弁護士会主催のシンポジウムにおいても研究成果を報告した。猶予期間を無事経過した場合に刑の言渡し自体の効力がなくなる本来の執行猶予と、今回導入された一部執行猶予制度との決定的相違を明らかにしたうえで、再犯防止を謳うこの制度に社会復帰のためのグランドデザインが欠けていることを指摘した。

(3) 外国の実態調査としては、各国において、刑事司法手続の中でどのような非拘禁的措置やダイバジョン制度が採用され、運用されているか、とりわけ、それらと福祉との接合はどのように行われているのか、その際、福祉機関や民間援助団体等はどういった関わり方を行っているのかについて関心をもち、調査を行った。スウェーデンでは、以下の施設を訪問することができた。Cris(クリス)、Basta(バスタ)、Crami(クラミ)、サムエル社、ストックホルム保護観察所、コールモーデン開放刑務所、ハル重警備刑務所などである。スウェーデンでは、特に、執行猶予者や刑事施設出所者等の就労支援や相互扶助などの実態を聞くことができた。出所者に対する社会の対応は日本とあまり変わらない印象を受けた。就労先を見つけるのは困難であり、継続的な定職を得ることはさらに難しい。そのため、Cramiのような官民協働の就労支援団体が活動していることがわかった。スウェーデンの調査報告については、「刑事司法と福祉の連携に関する調査研究(スウェーデン)報告」として「龍谷法学」46巻3号(2014)に公表した。フランス、オーストラリアについても施設調査等を行った。また、ドイツ、イギリス、韓国について、ダイバジョンの比較制度的検討を行った。その成果は今後公表する予定である。

(4) 定着支援センター、単位弁護士会、法テラスに対して、ダイバジョンと福祉的措置の関係に関するアンケート調査を実施し、その分析を行った。特に、出所後の出口支援から入所前の入口支援へと活動を広げている定着センターや、猶予処分を求めた弁護士の活動の中から注目に値するものを抽出し、ヒアリング調査の対象の選別や調査事項策定の参考にした。

国内の実態調査として、定着支援センター(大阪、滋賀、長崎、秋田)、社会福祉法人南高愛隣会、のぞみの園などの施設、並びに、福岡県就労支援事業者機構、出所者就労支援会社(ヒューマンハーバー)、福岡刑務所などを訪問し、ヒアリングを行った。その研究成果の一部は、上述の学会報告や発

表論文として公表した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 21件)

土井政和、齊藤司ほか、刑事司法と福祉の連携に関する調査研究(スウェーデン)報告、龍谷法学、査読無、2014、46巻3号、689-692、<http://hdl.handle.net/10519/5267>

土井政和、刑務所における福祉と医療：刑事施設視察委員の経験を踏まえて、刑政、査読無、2014、125巻1号、12-23

<http://www.jca-library.jp/resource/keisei/keisei.html#1month>

土井政和、PFI 刑務所の現状と課題(特集 PFI 刑務所の現状と課題)、犯罪と非行、査読無、2012、172号、6-36

<http://www.hitachi-zaidan.org/mirai/book/00172.html>

土井政和、刑事司法と社会福祉、学士会会報、査読無、2011、889号、39-49

<http://www.gakushikai.or.jp/magazine/bulletin/889.html>

金澤真理、コールモーデン(Kolmarden)刑務所調査報告、龍谷法学、査読無、2014、46巻3号、702-706

<http://hdl.handle.net/10519/5267>

金澤真理、ハル(Hall)刑務所調査報告、龍谷法学、査読無、2014、46巻3号、707-712

<http://hdl.handle.net/10519/5267>

金澤真理、更生保護の現代的意義、斎藤豊治先生古稀祝賀論文集『刑事法理念の探求と発見、査読無、2012、成文堂、

<http://www.seibundoh.co.jp/pub/search/025324.html>

Kanazawa, Mari, Die japanische Strafvollzugsreform und (Re-)Sozialisierung, in: R. Stuermer & A. Bruns (Hrsg.), Globalisierung und Sozialstaatsprinzip, Mohr Siebeck, im Erscheinen, 査読無、2014、出版予定、頁未定

正木祐史、近年の法改正と少年保護観察、斎藤豊治先生古稀祝賀論文集『刑事法理念の探求と発見』、査読無、成文堂、2012、639-655

<http://www.seibundoh.co.jp/pub/search/025324.html>

森久智江、Krami 調査報告、龍谷法学、査読無、2014、46巻3号、713-727

<http://hdl.handle.net/10519/5267>

森久智江、Samhall 社調査報告、龍谷法学、査読無、2014、46巻3号、728-736

<http://hdl.handle.net/10519/5267>

森久智江、刑の一部執行猶予制度について(特別寄稿 刑の一部執行猶予)、京都弁護士刑事委員会刑事弁護ニュース、査読無、2012、58号、1-3

森久智江、刑の一部執行猶予制度に関する一考察、赤澤史朗教授・上田寛教授退職記念

論文集、立命館法学、査読無、2012、3924-3950
<http://www.ritsumeit.ac.jp/acd/cg/law/lex/12-56/morihisa.pdf#search='%E5%88%91%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E5%9F%B7%E8%A1%8C%E7%8C%B6%E4%BA%88+%E6%A3%AE%E4%B9%85'>

___甘利航司、クリミナルボーデン
(Kriminalvården) 保護観察所調査報告、龍谷
法学、査読無、2014、46 巻 3 号、697-701
<http://hdl.handle.net/10519/5267>

___甘利航司、性犯罪者に対するサンクション
G P S 型電子監視、居住制限そして登録・
通知制度、国学院法学、査読無、2014、51
巻 4 号、19-74

<https://www7.kokugakuin.ac.jp/k-read/index.cfm?fuseaction=kread.detail>

___甘利航司、「電子監視
ElectronicMonitoring」研究序説、国学院法
学(法学部創設五〇周年記念号)、査読無、
2013、50 巻 4 号、504-470

<https://www7.kokugakuin.ac.jp/k-read/index.cfm?fuseaction=kread.detail>

___丸山泰弘、Basta! 調査報告、龍谷法学、査
読無、2014、46 巻 3 号、737-745
<http://hdl.handle.net/10519/5267>

___丸山泰弘、「刑事司法」と「福祉」の連携
について 薬物政策の視点から、罪と罰、
査読無、2013、50 巻 4 号、114-127
<http://www.jcps.or.jp/tumitobatu/50.html#04>

___丸山泰弘、薬物使用者に対する刑の一部の
執行猶予制度：刑の個別化と一部猶予、立
正法学、査読無、2013、46 巻 1・2 号、87-119
<http://kgpro-ac.com/riuhp/KgApp?detailId=22A&detailId=ymbggbgoggy&detailSeq=12>

___大貝葵、KRIS 調査報告、龍谷法学、査読無、
2014、46 巻 3 号、746-753
<http://hdl.handle.net/10519/5267>

21 大貝葵、刑事手続対象者の生活再建と再犯
予防 - 福祉的支援の発展による可能性 -、金
沢弁護士会刑事弁護センター発行「刑事弁護
通信 石川」、査読無、2014、第 2 号、18 -
21

〔学会発表〕(計 6 件)

___土井政和、シンポジウム「更生保護：社会
復帰支援の現状と課題」、日本犯罪社会
学会第 40 回大会(2013.10.5-6、北海学園
大学)報告要旨集(2013)3~5 頁

___正木祐史、2014 年 3 月 1 日：大阪弁護士
会シンポジウム「刑の一部執行猶予制度」パ
ネリスト(於：大阪弁護士会館)

___正木祐史、2013 年 10 月 6 日：日本犯罪社
会学会第 40 回大会全体シンポジウム「更生
保護：社会復帰支援の現状と課題」シンポジ
スト(於：北海学園大学)

___正木祐史、2012 年 10 月 27 日：日本犯罪
社会学会第 39 回大会テーマセッション「刑
の一部執行猶予—制度導入による現場への
影響」コーディネーター・司会(於：一橋大

学)

___正木祐史、少年保護観察と最近の法改正、
2011 年 8 月 9 日：国際犯罪学会第 16 回世
界大会・関連団体(少年非行防止政策日韓
学術交流会)シンポジウム「非行のある少
年に対する社会内処遇(保護観察)日韓比
較について」(於：神戸国際会議場)

___森久智江、刑の一部執行猶予制度に関する
理論的問題点と実務にもたらし得る「効果」、
2012 年 10 月 27 日：日本犯罪社会学会第 39
回大会テーマセッション「刑の一部執行猶予
—制度導入による現場への影響」(一橋大
学)

〔講演〕(計 3 件)

___土井政和、福祉に期待するもの 刑事司法
との連携と独立性の確保について、国立のぞ
みの園福祉セミナー、2014、(2014.02.20
於：高崎シティギャラリーコアホール)

___森久智江、日本の犯罪・刑罰の実態 刑務
所はどうして高齢者や障がい者でいっぱい
なのか、第 44 回部落解放・人権夏期講座、
(高野町中央公民館、2013.08.22)

___森久智江、更生保護の本質と刑の一部執行
猶予制度の問題点、よりそいネット大阪
(2013.05.28)

〔図書〕(計 1 件)

___刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会
内処遇の課題と展望』現代人文社(2012)、
1-414 頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

___土井 政和(DOI, Masakazu)
九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：30188841

(2)研究分担者

甘利 航司 (AMARI, Koji)
國學院大学・法学部・准教授
研究者番号：00456295

金澤 真理 (KANAZAWA, Mari)
大阪市立大学・大学院法学研究会・教授
研究者番号：10302283

武内 謙治 (TAKEUCHI, Kenji)
九州大学・法学研究院・准教授
研究者番号：10325540

淵野 貴生 (FUCHINO, Takao)
立命館大学・法務研究科・教授
研究者番号：20271851

崔 鍾植 (CHOI, Jongsik)
大阪商業大学・総合経営学部・准教授
研究者番号：20380652

平山真理 (HIRAYAMA, Mari)
白鷗大学・法学部・准教授
研究者番号：20406234

斉藤 司 (SAITO, Tsukasa)
龍谷大学・法学部・准教授
研究者番号：20432784

高平 奇恵 (TAKAHIRA, Kie)
九州大学・法学研究院・助教
研究者番号：30543160

森久 智江 (MORIHISA, Chie)
立命館大学・法学部・准教授
研究者番号：40507969

前田 忠弘 (MAEDA, Tadahiro)
甲南大学・法学部・教授
研究者番号：160157138

丸山 泰弘 (MARUYAMA, Yasuhiro)
立正大学・法学部・専任講師
研究者番号：60586189

佐々木 光明 (SASAKI, Mitsuaki)
神戸学院大学・法学部・教授
研究者番号：70300225

正木 祐史 (MASAKI, Yushi)
静岡大学・法務研究科・教授
研究者番号：70339597

井上 宜裕 (INOUE, Takahiro)

九州大学・法学研究院・准教授
研究者番号：70365005

大貝 葵 (OOGAI, Aoi)
金沢大学・法学系・准教授
研究者番号：90707978

(3)連携研究者

()

研究者番号：